

平成 30 年
第 11 回南九州市農業委員会 会長口述書

1. 日 時 平成 30 年 11 月 28 日（水） 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員（ 18 人）

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

6 番 東 鈴子 7 番 田中 司 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 2 人）

3 番 栗ヶ窪 和治 12 番 宮原 俊郎

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 68 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について

○ 日程第 6 議案第 69 号 南九州地域の農業の振興に関する計画（案）に係る意見

決

定について

○ 日程第 7 議案第 70 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 8 議案第 71 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 9 議案第 72 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 10 議案第 73 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

○ 日程第 11 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。栗ヶ窪 委員と宮原俊郎 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。

これより平成 30 年第 11 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 99 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により18番 杵木 委員, 19番 大隣 委員を指名し, 会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は, 本日11月28日の1日間としたいと思いますが, ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって, 会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして, 日程第3議案審議に係る通知事案について, 事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは, 議案審議に関する農用地利用集積計画並びに, 議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3件からになります。今回, 農用地利用集積計画の合意解約による通知事案ですが, 26件の合意解約がなされました。内容は, 賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん, 賃借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇さん ほかの申し入れです。解約の主導は, 貸し人主導によるものが1件, 借り人主導によるものが20件, 中間管理事業への載せ替えが5件となっております。地目ごとの内訳は, 畑が44筆47,856㎡となります。地域別では, 潁娃6件, 川辺20件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について, 質疑はありますか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては, あくまでも通知事案でございますので, ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして, 日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは, 資料は10件からになります。今回認定されたのは3件です。再認定が6件あります。まず初めに, 潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。今まで, 茶と露地野

菜の経営を家族４人で行ってきましたが、後継者への経営移譲もあり茶部門と露地野菜部門を別々に行うことになりました。茶の生産から加工販売までを全て〇〇〇〇で行なうことで経営の安定化を図り、年間所得の向上を目指し、ゆとりある生活を実現したい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋及び経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金を活用し農業用機械の購入等を希望しておられます。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで個人で露地野菜を中心に経営を行っていたが、法人化に伴い今後キャバツを柱に考え、管理や収穫に必要な機械化をさらに進め、研修生をさらに増やし、面積の拡大と反収の増加を図りたい考えです。経営改善目標を達成するために、法人化を機に新入社員を入れて人材育成と、補助事業を活用した機械化を希望しています。

次に、川辺町〇〇、〇〇〇〇さんです。現在、酪農家から生後一週令以下のヌレ子を年間約８００頭仕入れ生後２０日以上で販売し。その他Ｆ１受精卵移植を１４０頭行っております。今後和牛生産１００頭規模を計画し、一貫経営を目指したい考えです。経営改善目標を達成するために、子牛から生産を行うと膨大な資金と時間が必要となるので、８産程度の妊娠牛を仕入れて一産してから受精卵移植を行い、若返りを行うと考えています。その他に農業制度資金の活用を希望しておられます。

尚、再認定等については、お目通しください。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります、まず日程第５議案第６８号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。

月野委員 審議番号１番です。申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の１,９２５㎡の内１７５.１㎡です。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。申請地は、一般住宅の建築に伴い、通路を整備するため、農用地区域から除外をするものです。詳細は、議案資料の１５～１７ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。このことから、農用地区域からの除外については、や

むをえないものと判断しました。

次に、審議番号2番です。申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の1,925 m²の内465.93 m²です。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。申請地は、一般住宅を建築するため、農用地区域から除外をするものです。詳細は、議案資料の18～20ページの地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。このことから、農用地区域からの除外については、やむをえないものと判断しました。現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響等については、現地調査委員から報告があったとおりでございます。また、土地改良事業等については、実施されていません。このことから、農用地からの除外は、やむを得ないものと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第68号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第68号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長

次に、日程6議案第69号 南九州地域の農業の振興に関する計画（案）に係る意見決定について事務局の説明を求めます。

農地係長

それでは、南九州地域の農業の振興に関する計画（案）に係る意見決定について説明いたします。資料は、別冊になります。これについては、市町村が地域の農業振興の観点から定めた計画に基づく農業振興に資する施設などについては、公益性が高いと認められる施設の用に供する土地として、優良の農地であっても農用地区域からの除外が可能となり、農地の転用が可能となります。農用地区域内の農地の農業上の効率的な利用に関する基準のすべての要件を満たしていることとなります。基準としては、当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否か、農用地等以外の用途に供される土地が妥当な規模であるか、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内に代替地がないこと、農用地の集団化、農作業の効率化その他その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないこと、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、土地改良事業等の工事完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること、計画の策定日から5年を超えない日までに事業が開始される見込があることが基準となります。内容について、農政課より説明をいただきたいと思います。

農政課農政係長 農政課の山下でございます。本日はよろしくお願いいたします。それでは、説明させていただきます。現在、市では「南九州地域の農業の振興に関する計画」の策定作業中であります。これは「27号計画」と言われているものでありまして、この計画を策定する場合には農振法施行規則（農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号イ）の規定によりまして農業委員会の意見を聴くこととなっております。先ほど、塗木係長の方から説明がございましたが、平成11年の農振法の改正によりまして、市町村が地域の農業振興の観点から定めた計画に基づく農業振興に資する施設などについては、公益性が高いと認められる施設の用に供する土地として、優良農地であっても農用地区域からの除外が可能となりました。本市におきましては、農業後継者の確保やその住宅の確保が課題となっておりますが、3年ほど前から颯娃町〇〇地区におきまして、農業後継者3名の住宅建設要望が出されているところであります。〇〇地区は、昭和50年度から55年度にかけて実施されました、県営畑地帯総合土地改良事業、いわゆる畑かん事業の南薩地区〇〇工区の受益地区であります。また、南薩地区全体で平成25年度から34年度までの予定で順次行われている、畑かん給水栓の更新事業を平成26年度に実施した地区であります。このため、農振除外手続きにおける、5

要件のうち、土地改良事業完了の翌年度から起算して8年を経過していることという要件を満たさないため、通常の手続きでの除外が出来ないところであります。このため、県と協議を重ねた結果、地域の農業振興に資する公益性の高い施設として認められている農家住宅について、27号計画を策定することで、農振除外手続きを可能にし、農振除外ができれば農地転用もでき、農業後継者の住宅建設が実現され、地域農業の振興につながるものと考えられます。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 只今の提案説明について審議をお願いします。質問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
南九州地域の農業の振興に関する計画（案）に係る意見決定については適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 よって、議案第69号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第7議案第70号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。23号からになります。今回の申請は、所有権移転5件、賃貸借権設定1件になります。所有権移転について、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。内訳は、田が3筆で690㎡、畑が10筆で6,033㎡、合計13筆6,723㎡となっています。理由は、1番・2番・3番・5番が規模拡大、4番が施設利用者のための教育実習農場となっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が507,246円、畑が400,000円から9,078,591円で売買される予定です。地域別では、潁娃3件、知覧2件でございます。賃貸借権設定について、貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんの申請で、内訳は畑が1筆の2,071㎡となっております。また、法第3条第2項各号の判断については、25～27号の調査書、28号の営農計画書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可

要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 70 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 70 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 8 議案第 71 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。

月野委員 30 分、審議番号 1 番について報告いたします。申請人、申請地につきましては、先ほどの農業振興地域整備変更計画で説明しましたので省略いたします。申請人は、土地の一部を、一般住宅の建築に伴い、通路を整備しようとするものです。詳細は、議案資料の 31～33 分の地図をご覧ください。申請地の東側と北側と西側は宅地見込みの畑に、南側は道路に接しています。切土 50cm 程度行い、舗装整備するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は勾配を設け道路側溝に放流し、日照・通風等については建築物がないので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、通路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。審議番号 1 番です立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね 50m 以内に 3 戸以上の住宅が連担しているため、第 1 種農地の中で不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必

要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、通路への転用はやむを得ないと判断するところです。なお、この案件は、農業振興地域整備変更計画（除外）の手続き完了後に県常設審議委員会へ意見聴取となります。以上で、説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 71 号 農地法第 4 条申請に対する許可については申請どおり許可並びに意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 71 号に係る案件については、申請どおり許可並びに意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 72 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告をお願いします。それでは、所有権移転の 6 件の内 4 件の報告をお願いします。

梶山委員 35 頁、審議番号 1 番について報告いたします。譲受人が、鹿児島市の〇〇〇〇です。譲渡人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇、畑の 559 m²です。申請人は、太陽光発電事業も営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。なお、申請地は外周部ののり面部で平成 26 年に太陽光発電施設が設置されています。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落の北側付近に位置します。詳細は、議案資料の 37～39 頁の地図をご覧ください。申請地の東側は畑に、西側は原野に、北側と南側は山林に接しています。現状はすでに整備され始末書も添付されており、土砂流出等の恐れはなく、日照・通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、太陽光設置への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 2 番です。譲受人が、鹿児島市の〇〇〇〇です。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇他 1 筆、畑の 999 m²です。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の40～42ページの地図をご覧ください。申請地の北側と西側と南側は宅地に、東側は山林に接しています。現状のままで利用し、防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ放流し、日照・通風等については施設高2.0m程度とするので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、太陽光設置への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号3番です。譲受人が、南さつま市の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の283㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の43・44ページの地図をご覧ください。申請地の北側と西側は宅地に、南側は宅地見込みの畑に、東側は畑に接しています。現状はすでに整備され始末書も添付されており、周囲はブロック壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、36ページ、審議番号4番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の293㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の45・46ページの地図をご覧ください。申請地の北側は宅地見込みの畑に、西側と南側は宅地に、東側は畑に接しています。現状はすでに整備され始末書も添付されており、周囲はブロック壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次に残りの2件についてお願いします。

月野委員 36ページ、審議番号5番です。譲受人が、知覧町郡の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の510㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇

○集落に位置します。詳細は、議案資料の47・48ページの地図をご覧ください。申請地の北側は宅地見込みの畑に、西側と南側は宅地に、東側は畑に接しています。現状はすでに整備され始末書も添付されており、周囲はブロック壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号6番です。申請人、申請地につきましては、先ほどの農業振興地域整備変更計画で説明しましたので省略いたします。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地の一部を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。詳細は、議案資料の49～51ページの地図をご覧ください。申請地の北側と西側は宅地に、南側と東側は宅地見込みの畑に接しています。切土を50cm程度行い、ブロック壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。

議長 次に使用貸借権設定についてお願いします。

梶山委員 52ページ、審議番号1番について報告いたします。借人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇です。貸人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇、畑の172㎡です。申請人は、申請地を借り受けて、庫裡を建築しようとするものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の53・54ページの地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、西側と南側と東側は宅地に接しています。現状のままで利用し、周囲はよう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、庫裡への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。35ページ、審議番号1番2番です。立地基準ですが、中山間

地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、それぞれへの転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号3番と36㊦の4番5番です。立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に教育施設・〇〇〇〇と医療機関・〇〇〇〇があるため、「第3種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号6番です。立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。なお、この案件は、農業振興地域整備変更計画（除外）の完了後に県常設審議委員会へ意見聴取となります。

次に、52㊦の使用貸借権、審議番号1番です。転用目的の庫裡とは、住職の住居のことです。立地基準ですが、300m以内に〇〇駅の施設があるため、「第3種農地」の「300m以内農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、庫裡への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 今回月野委員と現地調査を回ったところですが、今回の資料に始末書添付の案件が多くあるものですから、多くは司法書士、行政書士さん等々へ依頼されている方が多いと思うものですから、そういった方々に事前着工はだめですよという事を、依頼者の方々に注意をしてもらう事は出来ないものでしょうか。

農地係長 私も委員の皆様と現地調査を行う時や、事前調査の時点で始末書付きが多いこと

を認識していましたので、今後何らかの方策を検討し、事前着手は違法であることを周知したいと思います。

議 長 近頃確かに始末書付きの案件が多く見受けられるようです、事務局の方でも先ほど係長から話のあったように何らかの対策を行ってください。他に有りませんか

東 委員 今回の案件に関連してですが、確かに今回は始末書が多かったように感じますが、この始末書というのは、出したらそれで終わりになるのでしょうか。それとも法的罰則があるのでしょうか。

農地係長 始末書の文面等につきましては、先に手を付けてしまったので申し訳なかったという謝罪文と、その後農地法の手続きを把握していなかったという文面がうたわれているところです。

東 委員 それでは、始末書が出ていることで取り消しになるという事はなく、ごめんなさいという事で工事は進行していくという事ですか。

農地係長 文面には今後この様な事がないようにします、と最後に記載されています。そこまでが審査対象になるという事です。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 72 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに意見聴取決定に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 72 号に係る案件については、申請どおり許可並びに意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 73 号 農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項及び 20 条 2 の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。56 号からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん他 7 件であります。理由は規模拡大によるものが 7 件、農地売買等事業によるものが 1 件となっております。地目の内訳は畑が 19 筆の 34,862 m²、宅地が 1 筆の 7,821 m²であります。申請農地の取引価格については、10 a 当り、287,398 円～1,907,184 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 2 件、知覧 5 件、川辺 1 件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。59 号からになります。利用権を設定する者は、兵庫県の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 125 件になります。設定面積は、田が 70 筆で 49,119 m²、畑が 154 筆で 211,128 m²の合計 224 筆の 260,247 m²になります。地域別では、潁娃が 17 件、知覧が 29 件、川辺が 80 件、合計 126 件となっております。

次に「使用貸借権」の設定であります。81 号からになります。利用権を設定する者は、指宿市の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、〇〇〇〇他 16 件になります。設定面積は、田が 20 筆の 13,730 m²、畑が 146 筆の 279,893 m²で合計 166 筆、293,623 m²になります。地域別では、潁娃 5 件、知覧 4 件、川辺 8 件、合計 17 件となっております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、使用貸借利用権の設定の審議番号 5 番については永山 委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 73 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件と使用貸借利用権の設定の 5 番を除く 16 件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 73 号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件と使用貸借利用権の設定の 5 番を除く 16 件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 73 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。永山 委員の退室を求めます。

(永山 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 73 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、使用貸借利用権の設定の番号 5 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 73 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。永山 委員の入室を許可いたします。

(永山 委員 入室)

議 長 永山 委員に報告いたします。議案第 73 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 30 年第 11 回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 18 番 _____

会議録署名委員 19 番 _____